

教第141号  
令和7年3月11日

各 位

大船渡市教育委員会  
教育長 小松伸也

大船渡市山林火災に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の取り扱いについて  
(通知)

標記について、令和7年3月10日付教生第1347号で岩手県教育委員会教育長より別添のとおり通知がありました。

つきましては、この通知に基づき、山林火災に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の取扱いについて下記のとおりとしますので、ご留意願います。

なお、復旧工事に関連しないものについては、従前のとおりとします。

記

1 対象事業

令和7年2月に発生した大船渡市山林火災に伴う復旧工事とし、以下の発掘行為(工事)とする。

- (1) 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧
- (2) 仮設住宅の建設
- (3) 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地
- (4) その他緊急を要する復旧工事

2 対象期間

当面の間

3 取り扱い

- (1) 文化財保護法第93条

周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内で工事を行う際には、文化財保護法第93条の規定により、着工の60日前までに届出が必要ですが、上記対象事業については、事前の届出を不要とします。

ただし、周知の埋蔵文化財包蔵地内で対象事業を行った場合には、事業完了後  
を目安に、届出を提出願います。

## (2) 文化財保護法第 96 条関係

遺跡を発見した場合には、遅滞なく届出が必要ですが、上記対象事業について  
は、遅滞のない届出を不要とします。

ただし、遺跡を発見した場合には、事業完了後を目安に、届出を提出願います。

## 4 備考

- (1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の確認は下記 URL で確認願います。
- (2) 対象事業及び周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲等、不明な点は下記担当に確認  
願います。
- (3) 当該通知の対象とならない工事については、従前のとおりとなりますので、  
隨時、下記担当に協議願います。

### 【遺跡の確認方法】

WEB サイト：岩手デジタルマップ

[https://www.sonicweb-.asp.jp/iwate/map?theme=th\\_64#pos=141.79914392502133%2C39.05475852818339&scale=15000](https://www.sonicweb-.asp.jp/iwate/map?theme=th_64#pos=141.79914392502133%2C39.05475852818339&scale=15000)

WEB サイト：いわて遺跡地図

<https://maizobunkazai-web.pref.iwate.jp/map/>

担当 大船渡市教育委員会事務局  
教育総務課文化財係  
〒022-8501  
大船渡市盛町字宇津野沢 15  
電話 0192-27-3111（内線 296）